

議会ポスト 意見等への回答

作成日：平成27年12月2日

作成者：上越市議会議長

寄せられた意見等

新聞代、ネット費用が政務調査費であることはおかしいと思います。市民は個人で負担しています。内訳を十分に検討し必要最小限度に制限化すべきであり、明確な理由がないものは支払うべきではありません。又、議員の活動広報目的の印刷代が何故、政務活動費なのでしょうか？お門違いではないでしょうか？印刷代にしてはとても高額であり、改善すべきです。

回 答

議員の政務活動費の使途に関するご意見をいただき、誠にありがとうございます。

議員活動の根幹をなす調査研究活動の充実強化を図る観点から、平成12年の地方自治法改正により、政務調査費（のちに、「政務活動費」に改称）の交付が制度化されました。

地方自治法第100条第14項では、「議員の調査研究その他の活動」に必要な経費の一部として、会派又は個人に対して政務活動費を交付することができるとされています。また、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めることとされています。この規定を受け、上越市議会政務活動費の交付に関する条例第3条において、政務活動費は、議員及び会派が行う「調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（＝政務活動）」に要する経費に対して交付することとされています。

当市議会では、政務活動費の対象経費について、かねてより、「上越市議会政務活動費支出対象経費例」を定め、対象経費の認識を共有してまいりましたが、対象経費をより明確かつ詳細に定め、適正な取扱いと経理の明確化に資するための統一的な基準として、本年9月に「上越市議会政務活動費の手引き」を策定し、現在は、この手引きにのっとり、運用しております。

ご意見をいただきました、新聞購読料、インターネット接続料、印刷製本費につきましては、以下のとおり取り扱っております。

(1) 新聞購読料

1 紙目は自己負担とし、2 紙目以降の新聞購読料を、資料購入費として政務活動費の対象としています。

(2) インターネット接続料

通信運搬費として、全体支出の3分の1を政務活動費の対象としています。インターネット接続料や自家用自動車の燃料費、電話料金などは、市議会議員としての政務活動だけでなく、政党・選挙・後援会活動などの政務活動以外の議員活動、さらには私的な活動が併存しており、明確に区別出来ません。判例では、このような経費は、一定割合で按分して支出することが可能とされており、これらの判例や他の市議会の事例などを参考に、3分の1の按分割合を採用したところです。ただし、契約を分けているなど、明確に区別できるものについては、理由書を提出することで、3分の1以上の支出も可能としています。

(3) 印刷製本費

会派や議員が行う活動や市政について市民に広報する目的で発行する会報などの印刷製本費を政務活動費の対象としています。市民により選ばれた議員が、その活動を市民に報告することは、議員の最も重要な政務活動のひとつであり、上越市議会政務活動費の交付に関する条例第3条においても、政務活動の定義の中で広報活動を明記しております。価格の妥当性につきましては、印刷部数等によっても単価が変わってきますが、フルカラーで、1部当たり4～6円程度の印刷費は、妥当なものと考えております。また、新聞広告への掲載により、配送に係る経費を削減するなど、会派、個人の考えのもと、効果的な広報活動を行っているところです。

政務活動費の使途につきましては、地方自治法の趣旨にのっとり、判例や他市の事例等も参考にしながら、基準を定め、厳正に運用しているほか、説明責任の観点で、支出した全ての経費の領収書を添付し、木田庁舎1階の市政情報コーナーで公表しているところです。今後も、市民の皆さんに信頼される議会を目指し、より分かりやすく、丁寧に情報公開を進めてまいります。ご不明な点、お気づきの点等がございましたら、お聞かせいただければと存じます。